

としま賃上げ促進支援金給付要綱

令和8年4月1日
産業観光部長決定

(趣旨)

- 第1条 令和7年11月、重点支援地方交付金を拡充し、中小企業・小規模事業者の賃上げ環境の整備に向けた取り組みを強化することを目的とした総合経済対策が閣議決定された。この決定を受けて、豊島区(以下「区」という)は、区内の中小企業等が人手不足、物価高騰等の影響により厳しい経営を強いられている状況の中、人材確保等のために賃上げを行う区内の中小企業等に対し、予算の範囲内において、豊島区賃上げ促進支援金(以下「支援金」という。)を給付する。
- 2 支援金の給付に関しては、この要綱に定めるもののほか、豊島区補助金交付規則(昭和61年規則第59号。以下「規則」という。)の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において「中小企業等」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。
- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業(中小企業者以外の企業をいう。以下この項において同じ。)が所有している中小企業等
 - (2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業等
 - (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業等
- 2 この要綱において「賃上げ」とは、中小企業等が雇用する従業員の基本給単価を、賃上げ前後の基本給単価の差額を賃上げ前の基本給単価の額で除して算定する賃上げ率を3パーセント以上引き上げることという。
- 3 この要綱において「基本給単価」とは、中小企業等が雇用する従業員に対し支払うべき基本給(労働の対価として支払う賃金から、賞与及び各種手当を除いたものをいう。)を算出するための単価であって、時間、日、週、月又は年を単位とするものをいう。

(支援金の給付対象事業者)

第3条 支援金の給付の対象となる者(以下「給付対象事業者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する中小企業等とする。

- (1) 住民税、その他の税金を滞納していないこと。
- (2) 個人事業主にあつては、申請時点で主たる事業所が区内にあること。
- (3) 法人にあつては、申請時点で主たる事業所と本店登記地が区内にあること。
- (4) 令和8年度に支援金その他賃上げを目的とした公的給付を受けていないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動に係る事業を行っていないこと。
- (6) 公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業を行っていないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項から第10項までに定める営業を行っていないこと。
- (8) 豊島区暴力団排除条例(平成23年条例第26号)第2条第2号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)でないこと又はその役員及び従業員のうちに暴力団員等のないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員等、豊島区暴力団排除条例(平成23年条例第26号)第2条第3号に規定する暴力団関係者と取引関係のないこと。

(支援金の給付要件)

第4条 区は、令和8年4月1日から同年12月15日の間に、当該賃上げ後の基本給単価を使用して計算された最初の賃金を支給した区内の中小企業等に対し、支援金を給付するものとする。

2 第1項に規定する賃上げの対象となる従業員は、週20時間以上の勤務を常態としている従業員でなければならない。

3 第1項に規定する賃上げの対象となる従業員は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険の被保険者でなければならない。

4 第1項に規定する賃上げの対象となる従業員には、役員等は含まない。

5 第1項に規定する賃上げの対象となる従業員は、令和7年11月21日以前から雇用されている従業員に限る。

(支援金の額等)

第5条 支援金の額等は前条第1項の対象従業員につき5万円とし、その上限は第3条に定める給付対象事業者につき50万円とする。

(給付の申請)

第6条 支援金の給付を受けようとする給付対象事業者は、豊島区長(以下、区長)が別に定める受付期間の末日までに、豊島区賃上げ促進支援金給付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 賃上げ率算定表(様式第2号)
- (2) 対象従業員に係る労働条件通知書又は雇用契約書の写し
- (3) 対象従業員に係る賃金台帳その他の賃上げ前後の基本給単価が分かる書類の写し
- (4) 対象従業員に係る直近の給与支払報告書の写しまたはその他前年の1月から12月の期間に支払った給与が分かる書類の写し
- (5) 誓約書(様式第3号)
- (6) 住民税を滞納していないことを証する書類
- (7) その他区長が必要と認める書類

(給付の制限)

第7条 同一事業者に対する当支援金の給付は、1回に限る。

(給付の決定)

第8条 区長は、前条の給付申請書兼請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、区長が別に定める受付期間後に、必要な条件を付して支援金の給付を決定するものとする。ただし、当該受付期間における給付申請額の合計が予算の範囲を超えるときは、当該受付期間の終了の前に、受付を打ち切ることができる。

2 区長は、前項の規定により支援金の給付を決定したときは、給付対象事業者にその旨を豊島区賃上げ促進支援金給付決定通知書(様式第4号)により通知し、通知後は、速やかに支援金を給付するものとする。

(返還等)

第9条 区長は、前条第1項の規定による給付の決定を受けた給付対象事業者(以下「給付事業者」という。)が、虚偽その他不正な申請により支援金の給付を受けたときは、当該支援金に係る給付の決定を取り消し、既に給付した支援金の返還を命じることができる。

2 給付事業者は、前項の規定により返還すべき奨励金があるときは、規則第19条の規定により加算金及び延滞金を支払わなければならない。

(公表)

第10条 区長は、給付事業者に、前条第1項の規定により支援金の返還を命じたときは、当該給付事業者の事業者名、申請内容等の情報を公表することができる。

(関係書類の保管等)

第11条 給付事業者は、支援金に関する証拠書類を、第7条の規定による給付の決定を受けた日が属する年度の翌年度から起算して5年間、区長から求めがあったときは、いつでも確認できるよう保存しておかなければならない。

(調査)

第12条 区長は、この要綱の施行に必要な限度において、給付対象事業者の申請の内容等について調査を行うことができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、産業観光部長が別に定める。

付則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

豊島区賃上げ促進支援金給付申請書兼請求書

年 月 日

豊島区長

豊島区賃上げ促進支援金の給付を受けたいので、豊島区賃上げ促進支援金給付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて、支援金の給付を申請し、および支援金を請求します。

記

事業者(申請者)情報等	所在地 (法人の場合:本店) (個人の場合:事業所)	〒 ー		
	事業所名 (法人名・屋号)			
	代表者名 (役職・氏名)			
	※代表者生年月日 (個人の場合のみ)	年	月	日
	※代表者住所 (個人の場合のみ)			
	従業員数(全体)			人
	従業員数(申請分)			人
給付金申請額 【対象人数×5万円】 ※上限50万円			万円	

担当者情報	担当者氏名 (所属・氏名)			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

金融機関名		金融機関コード	
支店名		支店コード	
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
口座名義人	フリガナ		
	氏名		

賃上げ率算定表

		申請者名 (法人名・屋号)	
対象労働者氏名 (人目)			
	賃上げ後の最初の賃金支払日		
基本給単価 の単位	賃上げ前 基本給単価(A)	賃上げ後 基本給単価(B)	賃上げ率 (B-A)/A
<hr/>			
対象労働者氏名 (人目)			
	賃上げ後の最初の賃金支払日		
基本給単価 の単位	賃上げ前 基本給単価(A)	賃上げ後 基本給単価(B)	賃上げ率 (B-A)/A
<hr/>			
対象労働者氏名 (人目)			
	賃上げ後の最初の賃金支払日		
基本給単価 の単位	賃上げ前 基本給単価(A)	賃上げ後 基本給単価(B)	賃上げ率 (B-A)/A

様式第3号(第6条関係)

誓約書

豊島区長

豊島区賃上げ促進支援金の申請に当たり、次のとおり誓約します。

1. 法人(個人)住民税等その他の税金を滞納していません。
 2. 豊島区賃上げ促進支援金給付申請書兼請求書(様式第1号)及び添付資料に記載した情報に偽りはありません。
 3. 豊島区賃上げ促進支援金給付要綱第2条および第3条に規定する中小企業等に該当します。
 4. 令和8年度に支援金その他賃上げを目的とする公的給付は受けていません。
 5. 宗教活動又は政治活動に係る事業を行っていません。
 6. 豊島区暴力団排除条例(平成23年条例第26号)第2条第2号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)ではありません。役員及び従業員のうちに暴力団員等はいません。
 7. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員等、豊島区暴力団排除条例(平成23年条例第26号)第2条第3号に規定する暴力団関係者と取引関係がありません。
 8. 支援金の給付後に申請内容に虚偽等が判明した場合は、支援金の返還に応じるとともに、豊島区補助金交付規則(昭和61年規則第59号)第19条の規定による加算金及び延滞金の支払に応じます。
 9. 豊島区から申請内容及び審査に関する検査、報告、是正等のための依頼又は措置の求めがあった場合は、これに応じます。
 10. 申請内容に不正があった場合等必要がある場合には、支援金の給付を受けた事業者名、申請内容等の情報が公表されることに同意します。
 11. 申請書類に記載された情報は、行政機関(税務当局、警察署等)の求めに応じて提供することに同意します。
- 以上の内容について、了承しました。

年 月 日

法人名/屋号・商号 _____

代表者役職/氏名 _____